明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

			照明設備	照明設備の制御方法
			給湯設備	給湯設備の制御方法
			空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法
	（は）機器表		空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
				太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
				節湯器具の種別、位置及び数
			空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

2 第一条第二項の規定は、法第十九条第一項前段の規定による届出について準用する。

3・4 （略）

（建築物の建築に関する届出に係る特例）

第十三条の二 法第十九条第四項の国土交通省令で定めるものは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価（法第十九条第一項前段の規定による届出に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価に限る。次条第三項において単に「評価」という。）とする。

2 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項の国土交通省令で定める日数は、三日とする。

3 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

2・3 （新設）

（略）

（新設）